

◎情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

(令和五年十一月二九日法律第八〇号)

一、提案理由 (令和五年六月二日・衆議院財務金融委員会)

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化を始めとする資本市場を取り巻く環境の変化に対応して、資本市場の効率化及び活性化を図ることが、喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、特別法人出資証券をデジタル化するための振替制度の整備を行うことといたします。

第二に、スタートアップ企業等の上場日程の期間短縮を図るため、振替制度における手続期間の見直しを行うことといたします。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告 (令和五年六月八日)

○塚田一郎君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、内閣提出の二法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案は、特別法人出資証券のデジタル化、上場日程の期間短縮を図るための振替制度の見直し等を行うものであります。

両案は、去る六月一日当委員会に付託され、翌二日鈴木国務大臣から趣旨の説明を聴取し、七日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、金融商品取引法等改正案は賛成多数をもって、社債、株式等振替法等改正案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

…………… (略) ……………

三、参議院財政金融委員長報告（令和五年十一月一七日）

○宮本周司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案は、いずれも第二百十一回国会において衆議院より送付され、本院において継続審査となっていたものであります。

…………… (略) ……………

次に、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案は、近年の資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、日本銀行出資証券を含む特別法人出資証券のデジタル化、スタートアップ企業の上場日程の期間短縮等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、金融経済教育推進機構の組織運営体制、法令上の四半期報告書制度廃止後における企業開示制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して柴愼一委員、日本共産党を代表して小池晃委員より、それぞれ金融商品取引法等改正案に反対、日本維新の会を代表して柳ヶ瀬裕文委員より、金融商品取引法等改正案に反対、社債、株式等振替法等改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、金融商品取引法等改正案は多数をもって、社債、株式等振替法等改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

四、衆議院財務金融委員長報告（令和五年十一月二〇日）

○津島淳君 ただいま議題となりました両法律案について、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案は、特別法人出資証券のデジタル化、上場日程の期間短縮を図るための振替制度の見直し等を行うものであります。

両案は、前国会、本院において可決され、参議院において継続審査となっていたもので、去る十一月十七日、参議院において可決の上、本院に送付され、同日当委員会に付託されました。

当委員会においては、同日、趣旨の説明を省略した後、順次採決いたしましたところ、金融商品取引法等改正案は賛成多数をもって、社債、株式等振替法等改正案は全会一致

をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。